

〔仮称〕上越市体操アリーナ、「市民サービスが十分でない中での建設はダメ」 日本共産党議員団は（仮称）上越市体操アリーナ関連費用を含む一般会計補正予算に反対

9月議会は9月28日閉幕しました。この日は、委員長報告、討論、採決という流れの中で進みました。

昨年度の一般会計歳入歳出決算認定、今年度一般会計補正予算などの議案の採決に先立ち行われた討論には、日本共産党議員団を代表して橋本正幸議員（写真上）が立ちました。

橋本正幸議員は、昨年度の一般会計歳入歳出決算認定について「市民生活がますます厳しくなっている中で、国保税や介護保険料などの市民負担を軽くし、行政サービスを充実させることよりも、箱物の建設を優先してきた」などを理由に反対しました。また、（仮称）上越市体操アリーナ建設用地の購入費などが計上され



ている今年度の一般会計補正予算については、「市民の暮らしを支えるサービスが十分ではない中で、すでに体操アリーナがありながら、不十分とされる機能の拡充ではなく、新たな施設を多額な費用をかけて建設することは、少なくとも現時点ではふさわしくありません。また、市民への十分な説明と同意を求める努力もきわめて不十分」とのべて反対しました。

日本共産党議員団が反対したのは上記2議案を含む8議案で、他は賛成しました。

新アリーナ建設は市民理解求めよ」付帯決議案は10人の賛成少数で否決

なお、今年度一般会計補正予算

が可決された後、会派「新政」の5議員から、「（仮称）上越市体操アリーナ建設が『価値ある投資』として市民に資する」という理由を、ま

た広く市民に利活用を呼び掛けるため具体的な利用内容を、市民へ提示し市民理解を得ることを強く求める」という付帯決議が提案されました。ごく当たり前のことを求める内容です。この決議には日本共産党議員団の4人を含め、10議員が賛成しました。



【シラネセンキュウ】セリ科の多年草。漢字で「白根川芎」と書きます。9月から10月にかけて、山地の日陰、溪流沿いなど白い花を咲かせています。写真は先月29日、大島区の竹平クラブの近くにて撮影。

所得税法56条廃止求める請願は1票差で不採択

所得税法56条の規定により、事業主が家族従業者に給料を支払っていても、その分は必要経費とは認められていません。この条文の廃止を求める意見書を政府関係機関に出してほしいとの請願が上越民商婦人部のみなさんから議会に提出されてきました。この請願を審査していた総務常任委員会では賛成多数で採択されていましたが、28日の本会議では賛成15、反対16の1票差で逆転不採択となってしまうました。

採決に先立ち行われた討論には、日本共産党議員団から上野公悦議員（上の写真の下段）が立ちました。

上野議員は、「家族従業者も自らの労働に見合うだけの給料が公式に認められないことから、不測の事故に遭遇した場合、給与所得

の公的証明が得られないために、受けた被害の補償が適正に査定されないなど社会的にも不利益を被っている。昨年3月7日、国連女性差別撤廃委員会は『所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費として認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念する』などといった勧告を日本政府に行っている。アメリカ、イギリスをはじめ、世界の主要国では、家族従業者の賃金は経費として認める。中小企業の発展や女性参画、働き改革を大きく進めようとしている。この流れに目を向けないというのは、大きな矛盾ではないか。請願に反対の人たちが反対理由の一つとしている『青色申告にすれば給料を経費にできる』という所得税法57条については、税務署長が『一部経費を認める』という特典であり、いくつもの義務が課され、税務署長の裁量で取り消されることがあるなど家族一人ひとりの働き分を認めたいものとは言えず、この規定によつて差別が解消されたとは言えない』などと訴えました。

はしづめ法一の活動レポート

No.1827 2017.10.8
 発行・編集 日本共産党上越市議 橋爪のりかず
 Tel 025-548-3628
 通じないときは 090-5392-1961
 E-mail hasiznyg@ruby.ocn.ne.jp
 URL <http://www.hose1.jp/>

ブログ「ホーセの見たある記」はこちら


春よ来い

第四七五回

恐怖の遭遇

いやー、ドキッとしましたね。

九月の最後の金曜日。午前一時半頃、私は大島区板山にいました。

Kさん宅の玄関を出て、私の車のところへ行く途中のことです。郵便局の四角いポストの脇に咲いていたピンクのバラが目に入りました。

咲いていたのはわずか一輪。しかし、歩いている私を止めるだけの美しさがありました。すぐに私は車からカメラをとってきて、バラにカメラを向けました。

接写しようと、バラにぐっと近づいた次の瞬間です、私の息が止まってしまったのは。バラの花のすぐそばに、何とヘビの頭が見えたからです。一瞬、どうしようかと迷ったのですが、幸いにも、ヘビの視線は私の体の下部に向いていました。お陰でシャッターを切ることができました。

ヘビはシマヘビでした。バラの茎に体をはわせながら、ピンクの花のそばまで行っていました。シャッターを切ってからわかったのですが、ヘビの頭から二センチくらいのところに、じつは黄緑色のカエルがいました。体長はわずかに二センチほどです。ヘビはこのカエルを狙っていたのでした。

いま振り返って考えてみると、ヘビはバラの茎を静かに登り、カエルを食べようとしていたに違いありません。いよいよ口を開けて、ぱくりとやろうとした直前、カメラを持った人間が邪魔に入った。おそろしく、そういうことだったのだと思います。

ヘビと緊張感を持って対峙するということ、向き合うことは私のこれまでの人生でも何度かありました。そのなかで一番鮮明に記憶しているのは、私が中学生時代に体験したマムシとの遭遇（そうごう）です。

ちょうど今頃だったと思います。吉川区尾神でミヤマツ（サンカクヅルのこと）を

採りに行って、マムシにかまれそうになったことがあったのです。

ミヤマツは野生のブドウの一種で、エビヅルよりも甘味があり、子どもたちは競い合って山に入ったものでした。当時、私がミヤマツのある場所として知っていたのは「ナナトリ」という名前の山でした。

マムシと出会ったのは、この「ナナトリ」でミヤマツを採りに行って木から落ちたときでした。高いところになっていた黒くて大粒のミヤマツを採ろうと木に登ったものの、木の枝が私の体重を支えきれず、ザザッと地面に落ちてしまいました。

幸い怪我はなかったのですが、落ちた場所のすぐ近くに赤マムシがいたのです。しかも完全に目と目があつてしまいました。私が逃げだせばすぐにでも飛びつく。マムシはそういう態勢でした。怖かったなんてもんじゃありません。ですから、私はじつと動かず、息を殺して、マムシが去るのを待ちました。マムシが動いて、「もう大丈夫」と思える距離になるまでの時間の長かったこと、忘れることはできません。

さて、一週間前の話に戻りましょうか。ピンクのバラのそばにいたヘビは邪魔が入ったことでカエルを諦（あきら）めたかというところ、そうではありませんでした。

私がカメラのシャッターを切った直後にカエルはバラの根元の方へ飛び降りました。いまが逃げるチャンスと思つたのでしよう。カエルを追いかけようとして、今度はヘビがドサツと地上に落ちて、体をくねらせて動きました。

私の目に入ったのはそこまでです。双方が草むらの中に姿を消しました。カエルは無事逃げ切ることが出来たのかどうか、わかりません。でも、カエルが絶体絶命のピンチを脱したことだけは確かです。

「雇用や労働条件への配慮」は協定書などに明記へ

前号に続き、私の一般質問のやりとりをお知らせします。

【橋爪】最後に、指定管理者制度をめぐる問題について。これまでも何度か指摘してきたが、この制度は公

の施設を民間業者などに管理させることによってコストの削減を図ろうとするものだ。

市内における公の施設は現在749あり、そのうち94施設で指定管理が導入されている。そこにおいては非正規雇用やパートなど不安定雇用による低賃金が生み出されている。市内の指定管理施設での雇用の実態について把握しているならば、その状況を明らかにしてほしい。

【村山市長】指定管理者の選定に当たり、応募する事業者から指定管理期間における事業計画書の提出を求めており、その中で正規雇用の社員を始め、パートタイムなども含む全ての従業員の、それぞれの職位や担当する業務、配置人数、勤務時間について、関係法令が遵守され、かつ仕様書に基づいたものであるかを確認している。

指定管理者の指定後も、毎年度の事業開始前に、当該年度にかかる事業計画書の提出を求め、詳細な人員体制や、配置状況などを確認するとともに、「施設の管理に関する協定書」に基づき、施設所

管課が年3回実施する指定管理者へのモニタリングなどを通じてチェックしている。

【橋爪】指定管理施設での労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、指定管理者にどう提示しているか。

【市長】指定管理施設における労働法令を含む関係法令等の遵守については、市では、管理運営業務仕様書などで、「施設の管理運営に当たっては、仕様書のほか、関係法令等を遵守し、適正な管理を行わなければならない」などと規定し、指定管理者の責務を明確にした上で、協定を締結している。

また、指定管理者の下で施設の業務に従事する社員に対する雇用や労働条件への配慮については、市では、仕様書や協定書において具体的な提示はしていないが、今後、他の自治体の取組も参考にしながら、当該の配慮規定を仕様書及び協定書へ明確に記載するなど、指定管理者制度のより適切な運用に努めていく。

上越地域各消防署における空間放射線量測定結果

測定は毎日午前9時。数値はマイクロシーベルト。1時間当たりの測定量です。

消防署によると、通常は1時間当たり0.016～0.16μSv(マイクロシーベルト)だとのこと。

	9月27日(水)	10月4日(水)
上越南消防署	0.043	0.047
上越北消防署	0.043	0.050
新井消防署	0.047	0.053
頸北消防署	0.047	0.043
頸南消防署	0.050	0.050
東頸消防署	0.057	0.053
高士分遣所	0.047	0.040
名立分遣所	0.050	0.050